

衣室とか控室がないとか、こういった問題でございます。

したがいまして、私ども長崎市といたしましては、15年のインターハイまでには、その施設の不足分の対応を当面する必要があるだろうと、したがいまして、インターハイに向けての、その高体連の指摘をその県警武道館がのけた跡地を活用いたしまして、暫定的に活用する必要がある。その後、先ほど申しました屋外プールの建設につきまして、対応を検討・協議していきたい。そのことにつきましては、私どもも飛び込みプールが、県がそういう決定をした中で、県の方には、当然といひましようか、申し伝えをいたしております。飛び込みプールの後のことがなくなりますので、市がプールを設置する必要がございます。

したがいまして、そのことにつきましての建設費について、一定の、応分のといひましようか、負担をぜひお願いをしたいということは申しておりますが、県の状況の中では、非常に厳しいというような答えもあっておりますけれども、それにつきましては、私どもも鋭意、今後も、さらに協議を重ねてまいりたいと、そのような経過と実情でございます。

以上でございます。

- 31番(中野吉邦君) 今、2つ指摘をしました。城栄町からの橋の件も、それとさっきのプールの件も、県は厳しいからどうかと、とんでもないでしょう。プールのときは、県営の網場のプールを引き取ってくれと、長崎市が。そのかわりここにこうしますと、約束しているではないですか。城栄町からの橋だってそうでしょう。それを今さら、きついから、厳しいから、補助に乗らなかったから、長崎市が負担をしてくれると、とんでもないですよ。そんなに県に言われるとおりするんですか。県から、うちに助役さんまで来ていただいているんです。助役さんの方をお願いして、県と対等に物を言ったらどうですか。私は、そんな思いますよ。だから、諏訪の森構想でご質問をさせていただきましたが、今まで県の流れのお話をさせていただきました。ずっと、こういう調子で今まで長崎市がやられているから、諏訪の森再整備構想なんていうのは私が心配をするんです。物を言うときは、きちんと物を言ってくださいよ。そのために、犬束助役がいらっしゃるんでしょう。

私は、県と市のパイプ役だと思っていますよ。収入役もいらっしゃるんですよ。理事者の皆さんで、どうしても無理だったら、何で助役とか収入役にご相談しないのか。

もう一つ、最後に言わせていただきますが、ことしの4月の帆船まつり、長崎市はやりました。そして、あの場所に駐車場がないので、県の埋め立ての駐車場を借りにいたら断られた。そして、1カ月前に日蘭400周年が終わって、にちらん踊り広場があった。簡単な建物というかテント張りがある。あれを貸していただいて、そこで、帆船まつりのいろいろな事務所を置いたらどうだ。県はなんとやったんですか。「それは長崎市の主催でしょう。県の主催ではありませんから、貸しません」とやられて断っているではないですか。

そういうのが、ずっと県にあって、我々地方は流されているんです。いいことだけで県と市は一致協力してと言われますが、本当に厳しい長崎の状況ですから、この諏訪の森構想についても、協議時間をもっと長くとっても結構ですから、本当に我々長崎市民のためになるのかというのを、もう一度、皆さんたちは肝に銘じて交渉をしてください。そして、スケジュールは17年と書いてありますが、それを遅れたって私は仕方がないと思います。それだけ、長崎市は財政的に余裕もないんです。その辺を担当の企画部長なんか、特に肝に銘じて、ちょうど助役さんと収入役さんが県の出身でいらっしゃるんですから、自分のふところ刀として一緒に交渉してもらっていいではないですか。それを、ぜひお願いをして、県のいいなりにならないように、長崎の言うべきことはきちんと行って、諏訪の森再整備構想が立派なものになりますように、お願いをしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

- 議長(鳥居直記君) 次は、2番鶴田誠二議員。

〔鶴田誠二君登壇〕

- 2番(鶴田誠二君) 新風21、社民党の鶴田です。

小泉内閣が誕生されまして、聖域なき構想改革方針が打ち出され、今、その具体化がなされようとしておりますが、先般、総務省が発表した7月の完全失業率は、政府が調査を開始した1953年以来、過去最悪の5%、330万人に上ったことが明ら

かになりました。今後、国の不良債権処理が加速すれば、さらに失業者や企業倒産が増大することが懸念され、国民生活の不安は募るばかりであります。また、来年度予算編成に向けて、公共事業のほか地方交付税や補助金を削減する検討が始められており、自主財源の乏しい本市にとっては、さらに厳しい財政運営が迫られてくることは必ずであります。

長崎市民の生活を守るべく最高責任者である市長は、国に対して、地方財源の確保に全力を注ぐと同時に、本市における予算の歳出構造、特に、公共事業については、見直すべきところは見直し、福祉・教育・環境など市民生活に配慮した今後の市政、財政運営に当たっていただきたいということを、まずもって要望しながら、市民的な課題について、以下、通告に基づきまして、順次、質問をいたしますので、市長並びに関係理事者の誠意ある答弁を求めるものです。

1. 在日韓国・朝鮮人の登録原票の発行について。

新聞報道によりますと、公安調査庁は、破壊活動防止法に基づく調査の一環として、在日韓国・朝鮮人の外国人登録原票の写しを全国の各自治体に請求し、現段階において判明した数でも、全国で350人以上にも及ぶことが明らかになっています。本市においても、昨年4月から今月までに韓国人と朝鮮人の計17人分を交付している旨の報道がありました。

公安調査庁の今回の行為は、日本の植民地時代に朝鮮半島から強制連行などで日本に渡り、戦後もあらゆる差別を受けてきた在日韓国・朝鮮人を依然として犯罪者扱いし、人権侵害を行っている行為と指摘せざるを得ません。さらに、21世紀を迎えた今もなお、過去を正しく清算せず、とりわけ朝鮮半島出身の在日の人々を犯罪者扱いする行為は、ますますアジアからの孤立を招くことになると言わざるを得ません。また、これらの請求に対し、何ら疑問も持たず請求に応じた本市の姿勢は重大であると思われる。

外国人登録原票の開示等については、国の受託事務として、各市町村で取り扱いをしておりますが、外国人登録原票には、顔写真や家族構成、居住歴など個人にかかわる数多くの情報が登載をされており、外国人のプライバシーが不当に侵害されないよう外国人登録法第4条により保護されて

おりますが、まず、これらの一連の公安調査庁の請求に対する本市の基本的な見解についてお伺いしたい。

さらに、この問題に関連して、次のことについて明らかにしていただきたい。

1. 今日までの交付状況について。
2. 交付した法的根拠について示していただきたい。
3. 今後、このような請求があったときの対応について。

次に、環境行政についてお尋ねをいたします。

2001年4月から改正廃棄物処理法、家電リサイクル法などが順次施行され、日本の廃棄物行政も新たな段階に入りました。廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルによる資源循環型社会の形成を通じて、いよいよ大量消費社会の変革を目指す時期に来ており、本市においても、さらなる環境行政に本腰を入れて取り組む必要があるかと思えます。

環境部は、本年10月からの粗大ごみの自宅までへの回収による料金値上げ問題や来年2月からの指定ごみ袋有料化問題等々について、現在、住民説明会を行っていますが、特に、ごみ袋の指定有料化移行時に伴っての不法投棄が懸念をされます。

そこで、質問いたしますが、1. 住民説明会で出された特徴的な意見と、今後、その意見をどのように活用されておられるのか、明らかにしていただきたい。

2. 高齢者や障害者など、ごみの持ち出し距離の負担軽減、分別の品目拡大によるステーションの大型化解消、さらには、ステーション周辺住民への責任を共有するために、ステーションの小型化、細分化を検討すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

さらに、ごみステーション確保は、行政も自治会も悩ましい問題であります。最近では、公共施設の敷地活用やマンション等の建設時には、専用ステーションの確保など、ステーション確保に向けた環境部の努力には一定評価をしておりますが、私は、さらに、特に幹線道路を中心とした道路新設や道路拡幅時におけるごみステーション用地確保対策について、関係者と協議するなど積極的に取り組む必要があるかと思えますが、いかがでしょうか。

環境問題の(3)県道長崎式見港線の医療系廃棄物不法投棄対策であります。油木町上の県道から、数年前に不法に投棄されたとされる注射針などが民有地までに及んでおります。過去、県警や県の土木事務所、さらには、本市環境部において対策が協議されたと聞き及んでおり、一部回収撤去がなされておりますが、依然として、その一部は放置された状態であり、早急な撤去対策が必要だと思われませんが、経過と今後の対策について示していただきたい。

次に、教育行政についてであります。

県教育委員会の県南地区単位制高等学校を当時の県立女子短期大学跡地へ設置する方針を受けて、長崎市の教育委員会は、一昨年の9月定例会において、市立長崎高等学校を廃止し、単位制高校へ移管する条例が提案され、当該委員会においては、慎重に審議を行い、昨年4月、県立鳴滝高校開設に至っております。

長崎高校は、長崎市の中心である栄町に夜間定時制の独立高校として、普通科、商業科もあり、4年制度でありました。また、不登校を経験したり、他の高校を中退して再受験するため転入した生徒も多く学んでおり、さらに、交通が便利で、働きながら学ぶのにも適した場所でもあり、結論に至るまで、存廃について、さまざま議論が交わされてきたことはご承知のとおりであります。最終的には、PTAを初めとして各団体からの要望を踏まえ、本議会においても、一定の要望を付しながら、長崎高校廃止条例案を認めてきたところであります。質疑の際において、長崎高校の教育環境条件は守り、教育環境は下げないというのが市教育委員会の基本的な姿勢であったと記憶しております。

これらの経過を踏まえ、昨年の4月1日、県立鳴滝高校が開校されてから、約1年半になるうとしております。

私も、その後の経過について関心を持っておりまして、先日、施設を見に行きました。まず、結論から申し上げたいと思いますが、少なくとも私が想定していた施設の整備や教育環境にはなっておらず、教室のスペースの問題を初めとして給食のあり方、図書館の使い勝手等々、多くの問題を抱えております。

そこで、質問をいたします。

開校後、施設の問題を初めとして、市教育委員会がどのようにかかわってきたのか、明らかにしていただきたい。

次に、本市職員の障害者雇用についてお尋ねをいたします。

この問題については、昨年の9月議会において取り上げましたところ、早速、特別枠採用制度を設けていただいて、本年4月1日付で3名の障害者が市職員として採用されました。市長の決断に敬意を表したいと思っております。

しかし、特別枠採用制度を設けていただいたことには評価をしつつも、3名を新たに採用しても、依然として障害者の雇用の促進等に関する法律でうたわれている法定雇用率ぎりぎりの職員数であります。

私は、前回にも申し上げましたから、多くを申し上げますが、障害者も健常者も地域でともに生きるまちづくりを目指すと同時に、障害者の生活保障と自立支援を、なお一層進める必要があるかと思っております。

そこで、以下、質問をいたします。

1. 今後の特別枠採用のあり方についての基本的な考え方について示していただきたい。つまり、採用は定期的に行っていくのか、それとも常に法定雇用率を守っていればよいという考えなのか、明らかにしていただきたい。

2. 雇用率の達成目標についての考え方を示していただきたい。

次に、児童虐待への対策についてお尋ねをいたします。

既に、この問題については、この間も多くの同僚議員が取り上げてきていますが、あえて質問をいたします。

ここ数年、耳をふさぎたくなるような悲しい事件が毎日のように報道され、そうした中でも、子どもに対する虐待事件も年々増加をしております。厚生労働省の平成12年度調査では、全国の児童相談所に寄せられた児童虐待の相談件数が前年度の約1.6倍に当たる1万8,804件に上ることが先日明らかになりました。

本市においても、相談件数が年々ふえており、平成11年度10件、人数にして16人であったものが、昨年度は15件、人数にして29人となっており、国と同様の倍率で増加をしております。しかも、この

数は相談件数であり、氷山の一角に過ぎず、実際の虐待件数は私どもの想像を超えるものではないかと思われま

す。先月には、本市において、6歳の児童を虐待したとして、父親が逮捕されるという痛ましい事件がありました。悲しいこと

であります。これらの対策を強化するため、厚生労働省も里親制度の創設や児童福祉司の増員、さらには、主任児童委員の複数化を図るための増員など、さまざまな対策を打ち出しております。本市においても、主体的にこれらの問題解決に取り組む必要があ

らうかと思ひます。そこで、質問をいたしますが、1.児童虐待に対する本市の対応と児童虐待防止マニュアルを作成し、主任児童委員や相談員などに配布し、問題を共有する取り組みを行う考えはないのか。

2.深刻化する児童虐待問題へ対応するため、厚生労働省は、主任児童委員を全国で約6,300人ふやし、配置基準の変更を各都道府県に通知し、すべてに複数配置の方針が打ち出されておりますが、本市の配置状況について示していただきたい。

最後になりますが、北消防署跡地利用についてお尋ねをいたします。

いよいよ新北消防署が完成し、旧消防署跡地の利用について、本格化が始まりますが、地元の意見を重視しなければならないことは言うまでもありませんが、当地は、北部地区の生活拠点地域でもあり、本市のまちづくりを行う上で、跡地利用についての当局の基本的な考え方について、まずお尋ねをしたい。

さらには、今後のスケジュールについてお尋ねをいたします。

以上、本壇からの質問とし、答弁によっては本席からの再質問とさせていただきます。

ありがとうございました。＝（降壇）＝

○議長（鳥居直記君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

○市長（伊藤一長君） 鶴田誠二議員のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

まず、環境行政でございますが、ごみ袋の指定有料化に伴います市民説明会後の対応についてでございますが、ご承知のとおり、ごみ袋の指定有料化並びにその目的とするごみ分別の徹底、ごみの減量化・資源化につきまして、現在、自治会を

主体に説明会を実施しているところでございます。説明会での主な意見でございますが、一つ、説明会に来られない人、特に、自治会未加入の市民への周知はどうするのか、一つ、来年2月以降、指定袋を使用しない違反ごみへの対応はどうするのか、一つ、指定袋の価格は、市内統一にできないのかという意見が多く寄せられております。

1点目の自治会未加入の方への周知でございますが、事前に説明会への参加を呼びかけており、自治会説明会の折には、自治会の協力をいただいて未加入世帯の把握をし、後日、説明パンフレットの個別配布を行っております。また、マンション等の集合住宅につきましては、所有者や管理者に周知依頼を行っているところであります。今後は、マスメディアを活用した広報、宣伝も予定をしており、知らない方がいないような徹底した対策をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、違反ごみの件につきましてでございますが、これまでの分別不良や指定日以外のごみ出しへの対応と同様に、排出者や地区住民の方への啓発のため、違反ステッカーを貼付し、原則として収集しないこととしておりますが、路上ステーションなど問題の多いところもありますので、自治会の方と連絡を密にして個別に対応しなければいけないというふうに考えております。

もう一点目の指定袋の価格統一の件でございますが、今回の指定袋の料金には、ごみ処理費用を加えておらず、袋代のみをご負担いただきます。市は品質・仕様を監視し、価格は自由競争に任せることといたしました。価格は、業者が定めるために、現在は10円から15円と幅を持たせたご説明をしておりますが、実施時には、自由競争の市場原理が働き、一定の価格に落ちつくものと予測をしております。本市と同じ方法で既に実施しております福岡市におきましても、10円前後で落ちついていると聞いております。

説明会では、指定袋に限らず多くのご意見、ご質問をいただいております。その場で回答できるものはお答えをし、調整が必要なものは、後日、回答をしているところであります。今回の説明会は、市民と行政が直接向き合う大切な場であると考えており、市民の皆様からいただく貴重なご意見を真摯に受けとめさせていただきまして、廃棄

物行政を今後とも進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、障害者の自立支援についてでございますが、市職員の障害者雇用につきましては、障害者基本法及び障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、その法定雇用率が市長部局及び水道局で2.1%、教育委員会が2.0%と規定されております。

長崎市の場合には、本年の6月1日現在でございますが、市長部局が2.13%、水道局は2.15%、教育委員会が2.06%となっており、法定雇用率は充足してはおりますが、単に、法定雇用率を確保すればよいという考えではなく、障害者の方にとって、より働きやすい職場環境となるよう十分配慮するとともに、幅広い障害者の雇用対策に積極的に努めているところでございます。

具体的には、平成11年度から事務職の新規採用試験に視覚障害者向けの点字・拡大文字試験を導入し、平成12年度には、一般競争試験とは別枠で障害者の採用試験を実施し、鶴田議員ご指摘のように、3名の職員を採用いたしているところでございます。また、本年度におきましても、昨年同様、別枠で障害者の採用試験を実施する予定といたしております。

今後も、本市の障害者の雇用につきましては、障害者の別枠採用の継続的实施に努めるとともに、一般競争試験におきましても、点字・拡大文字試験以外にも、障害者の皆様方が受験しやすいような創意工夫を行いまして、その雇用促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、北消防署移転後の跡地利用についてお答えをいたしたいと思います。

平成6年度に策定いたしました「住吉地区街並み・まちづくり総合基本設計」の中で、地区のシンボルとなる空間をつくり出すため、広場や修景施設などの整備を提案いたしております。跡地の具体的な整備計画につきましては、住吉地区が本市北部の主要な交通結節点になっており、商業、業務、公共・公益機能が集積をし、副都心として発展していること、跡地がその中心部に位置していることなど、都市環境づくりの観点において重要な土地であり、慎重な対応が求められております。

このような中にありまして、平成12年度には、

住吉地区都市再生推進事業調査設計業務委託を行い、広場を主体とした跡地利用検討案を作成いたしました。

今後は、この検討案をもとに、地元関係者で組織する協議会を早急に立ち上げまして、その中で、ご意見等をお聞きしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、財政問題等多くの課題もことから、総合的な判断のもとに、慎重に実施計画を策定してまいらなければならないかと思います。

以上で私の答弁といたしたいと思います。

他の件につきましては、それぞれ所管の方からお答えをいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。＝(降壇)＝

○市民生活部長(妹尾芳郎君) 外国人登録原票の写しの交付に係るご質問にお答えを申し上げます。

外国人登録事務につきましては、地方自治法第2条第9項第1号に規定する法定受託事務でございます。事務処理につきましては、外国人登録法及び外国人登録事務取扱要領等に基づき厳格に処理を行っているところでございます。

さて、議員ご指摘の事案につきましては、長崎公安調査事務所から「破壊活動防止法第27条に基づき調査中の対象団体に加入しているおそれがある」という理由に基づき、平成12年6月から平成13年7月までに8件、17人分の申請があり、外国人登録原票の写しを交付したものでございます。当然、長崎公安調査事務所からの破防法第27条に基づく調査請求にあっては、同法第3条を遵守しなければならないと厳しく規制されている上での請求であります。

外国人登録法第4条の3第4項の規定には、「国の機関又は地方公共団体は、法律の定める事務の遂行のため登録原票の記載を利用する必要があると認める場合においては、市町村の長に対し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書等の交付を請求することができる」と定められており、本市といたしましては、この規定に基づき交付したものでございます。

したがいまして、今後とも、外国人登録法及び外国人登録事務取扱要領等に基づき厳格に処理をしましてまいりたいと存じております。

以上でございます。

○環境部長(高橋文雄君) 環境行政についてお答

えをいたします。

まず、2点目のごみステーションの小型化と確保についてお答えをいたします。

本市におけるごみの収集方法につきましては、ステーション方式を採用しておりまして、平成13年1月1日現在、市内全体で1万2,526カ所のごみステーションがあり、このうち68.7%のごみステーション、8,612カ所が燃やせるごみでございます。燃やせないごみ、資源ごみのごみステーションが31.3%の3,914カ所、いわゆる不燃・資源といわれているごみステーションでございます。燃やせるごみのステーションは、約19世帯に1カ所、燃やせないごみ、資源ごみのステーションは、約43世帯に1カ所設置されている状況になっております。

また、ごみステーションの形態につきましては、ごみステーション全体の約2割の2,919カ所が構造物のごみステーションでございます。残りの約8割、9,607カ所が歩道及び道路等の路上置きのごみステーション、そのうちの約3割がクリーンボックスとなっている状況でございます。

そこで、ごみステーションをふやすことができないかという点についてでございますが、ごみステーションの整備につきましては、自治会長からの申請に基づき調査を行いまして、交通及び収集作業場の問題等、特に支障がなければ設置しているところでございます。

また、平成12年度より、福祉保健部を窓口といたしまして、高齢者及び障害者のごみ出しが常時困難な方を対象に、生活支援の一環として、戸別収集を行う独居老人等ごみ出し援助事業も実施しておりまして、高齢者等の負担の軽減を図っているところでございます。

なお、新たに宅地等を開発する場合におきましては、宅地開発指導要綱施行基準によりまして、開発者に対しまして、20戸から30戸ごとに1カ所、ごみステーションを設置することを義務づけております。10戸以上のマンション等共同住宅建築の場合におきましては、敷地内にごみステーションを設置するよう事業主と事前に協議を行いまして、指導を行っているところでございます。

ごみステーションの用地確保につきましては、現在、公園、道路等公共用地にかかるものは、国・県・市等の管理者と協議を行いまして、協議

が調い次第、順次、対応をしているところでございます。それでも、道路につきましては、狭隘なところが多いため、ステーションが設置できない路地置きのごみが歩行者及び交通等の妨げになっているところや景観的にも好ましくないというところもございます。

したがいまして、今後は、道路管理者と連携を密にいたしまして、拡幅改良工事等の道路計画にあわせまして、ごみステーションを整備してまいりたいというふうに考えております。

次に、県道長崎見港線の医療系廃棄物不法投棄対策についてお答えをいたします。

まず、これまでの経過につきましては、平成13年5月25日に、長崎県土木事務所より「県道敷に薬瓶などの医療系廃棄物が不法投棄されているので、どのように処理をすればよいか」との連絡がありました。投棄者が判明できない場合は、管理者により処理をしなければならないこと、特に、その投棄物が産業廃棄物であるため、適正に処理をしなければならないことを回答いたしました。

また、民有地の所有者からも同様の通報がありましたので、5月28日、民有地の所有者立ち会いのもとで現地調査を実施しております。現地は、油木ヶ丘バス停付近の場所で、県道長崎見港線の道路法面の途中に境界がありまして、上部が県有地、下部が民有地となっております。法面全体に投棄物が確認されましたので、県土木事務所と協議を行い、県に対しまして投棄物撤去の要請を行いました。

なお、投棄者捜査について浦上警察署に協力を要請し、再度、警察及び民有地の所有者立ち会いのもとで現地調査を実施いたしましたが、投棄者を特定するまでに至りませんでした。

8月2日に民有地所有者の関係から、県は県有地の投棄物は除去したものの、隣接する法面下部の民有地については回収を行っていないとの連絡があったため、県に確認をいたしましたところ、県有地のみ投棄物除去を行ったとの回答でありました。

本市といたしましては、現地の状況、警察の捜査を踏まえ、隣接する土地の管理者同士が納得できる協議が必要であると考えますので、今後、県に対しまして、改めて民有地の所有者と県との協議の場を設けるよう要請してまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

○教育長(梁瀬忠男君) 教育行政について。県鳴滝高校開校後の本市の対応についてお答えいたします。

市立長崎高校の県立への移管につきましては、既に県立佐世保中央高校において定時制の昼間部、夜間部及び通信制の3つの課程で実績を上げていたことから、市立長崎高等学校についても、多様化している生徒の実態に対応するため、県立への移管を決定し、平成12年4月1日に県立鳴滝高校へ移管したところであります。移管に当たりましては、在校生や新入生の保護者及び教職員への説明会を実施し、理解を求めるとともに、県教育委員会へは長崎高校の特色、よさを生かした教育内容が新設校に引き継がれるようお願いをしております。特に、施設面では、普通教室、特別教室の数及び面積等においても、長崎高校の現状を下回らないようお願いを重ねてきたところでございます。

その結果、長崎高校の約2.5倍の体育館や長崎高校にはなかった運動場も整備していただきました。移管時の要望が満たされていない場合は、県へ再度、お願いをしなければなりません。これまでの県の対応状況からは、移管時の要望は受け入れていただいたものと考えております。開校後は、基本的には、県の対応となってまいります。今後、生徒の要望を聞きながら、引き続き学習環境の整備に努めていく計画であるということをお願いしております。

市教育委員会といたしましても、今後とも、県教育委員会との連携、対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福祉保健部長(高谷洋一君) 次に、児童虐待対策についてお答えいたします。

昨年11月に、児童虐待の防止等に関する法律が施行され、児童虐待についての定義づけや国及び地方公共団体の責務について定められたところでございます。

児童虐待の相談は、議員ご指摘のとおり、本市におきましても、全国的と同様に増加傾向にあります。本市においては、そういった児童虐待を防止する活動として、まず、地域の人々に子どもの

虐待についての正しい知識と関心を持っていただき、虐待の早期発見をしてもらうための普及啓発に努めるとともに、児童虐待へのさまざまな予防活動及び早期対応に努めているところでございます。

また、児童虐待の問題に携わる福祉、保健、医療、教育及び民生委員児童委員協議会等の22の関係機関の実務者レベルでの長崎市児童虐待防止ネットワーク連絡協議会を設置し、情報交換をし、連携を図っているところでございます。

また、聞き及びますところでは、東京の豊島区におきましては、子ども虐待防止対応マニュアルが作成されているということでございます。その目的は、関係機関が子どもの虐待問題について共通の認識と問題意識を持つための基本的なマニュアルとして役立てることと、個々のケースに対して、各機関がスムーズに連携態勢を整え、日常的なネットワークを構築していくための実践的なマニュアルとしての機能を持たせるためとのことです。

本市では、乳幼児健康診査や子育て相談機関の案内等広く子育てを支援するために、本年3月に作成しました「ながさき子育てハンドブック」に児童虐待の一因でもある育児不安についても記載し、関係機関や市民の方々にも配布しておりますが、より関係機関との連携を図れるよう、さらに本市独自の児童虐待防止対応マニュアルの作成も検討してまいりたいと考えております。

また、現在、主任児童委員の国の配置基準は、民生委員法に基づいて組織された地区民生委員協議会の規模に応じて定数が定められており、民生委員・児童委員の定数が19人以下の地区については1人、39人以下の地区には2人、40人以上の地区については3人となっております。

しかし、本年12月1日をもって民生委員・児童委員の一斉改選が行われますが、それにあわせて国の配置基準が改正されました。この配置基準は、近年の少子化、子育て不安、児童虐待問題等の増加などの状況に対応するため、主任児童委員が関係機関や各種団体等との連携や情報交換を複数の主任児童委員のチームワークにより継続的、積極的に推進できるよう、従来、主任児童委員の定数が1人であった民生委員協議会の地区を解消し、すべての地区において、主任児童委員の複数配置を

行うこととなっております。

本市におきましても、今回の国の配置基準改正の趣旨を踏まえ、改正された基準に沿った配置を考えております。

以上でございます。

○2番(鶴田誠二君) 一通りご答弁をいただきましたけれども、全体的にどうしても納得できないものが多々ありますので、再度、質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目の外国人登録原票の取り扱いの問題ですけれども、先ほど部長の答弁の中では、正当な理由であったということでの答弁でありますけれども、私は、そうは思っていないのであります。明らかに、これは公安調査庁そのものです、いわゆる破壊活動防止法、破防法の拡大解釈であって、乱用そのものであるのではないかなと、私としては、そういうふうにとめております。

ただ、これは公安調査庁の話を、この中でしてもどうしようもないので、問題は、今回の長崎市の対応が個人情報を守る、そういう視点で、果たして適切な対応だったのかということが、私は疑問として実はあります。仮に、私たちが理由が余り明確でないままに、こういった個人情報が公安調査庁の手元に、もし渡っていたとすれば、そういった行為自体について、やはり断じて許してならないだろうと思えますし、そういった理由について、もっと明確に明らかにさせるといふ行為に出るのではないかなというふうに思うんですね。そういったことが、本当に私たちのみずからの立場に立って、そういったことについて対応されてきたのかなということが、ちょっと残念でなりません。

実際、長崎市内には、外国人登録者は、平成13年3月現在で2,411名、このうち在日朝鮮・韓国人は389名居住しておりますけれども、今回の問題は、この調査対象になっただけの韓国人だとか朝鮮人だけの問題ではなくて、在日外国人全体にですね、やはり不安と不快感を与えたものではなかったのかなというふうに思っております。

ぜひ、そういう意味では、今後の対応の仕方としては、やはり慎重に扱うべきだろうというふうに思っております。

再質問をさせていただきたいんですけれども、まず、この調査請求があったときに、公安調査庁

に対して、もっと明確な理由について問い合わせをされてきたのかどうかということが1点です。

新聞報道によりますと、京都市のある区役所では、担当職員が不信に思っ、詳しい請求理由を公安調査事務所の方に問い合わせたと、そういった報道もありました。

長崎市の場合には、こういった措置がやられたのかどうかですね。

もう一点は、外国人登録原票を自治体が公安調査庁に渡したという、こういった問題で、全国的にこの問題については波紋が広がっているわけですが、島根県市長会ではですね、写しの交付は、国の機関の正当な要望といえども、外国人の基本的な人権にかかわる重要な問題で、地方自治体は、個人情報保護の立場から対応に大変苦慮しているとして、国の機関や地方公共団体が原票の交付を請求する場合は、法務省の見解を付して請求を行うよう実施要領を改めて、そして、そのことを関係機関に周知するよという内容を法務省に対して求めるということ、この市長会が決定をされたということ、これを聞き及んでおられるわけですが、今回の場合も、長崎市も大変事務手続き上、そういったことに対して苦慮されてきたんではなかろうかなと思っております。

ぜひ、そういう意味では、このような島根県市長会がとったような行動を長崎県市長会として、市長会の長は、長崎市長伊藤市長であるわけですから、ぜひ、そういった趣旨で、その市長会の中で提案をして決定をしていくと、そういった考え方がないのか、以上、この2点について、まず質問をさせていただきます。

○市民生活部長(妹尾芳郎君) 再質問にお答えし上げたいと思っております。

公安調査庁に事前に紹介することなく交付したという問題でございますが、本市といたしましては、外国人登録事務は、外国人登録法及び外国人登録事務処理要領等に従い、処理をいたしております。その交付要件といたしましては、1つ、請求者の氏名及び住所または居所が記載されていること。2つ、請求に係る外国人の定住事項が記載されていること。3つ、請求内容が記載されていること。4つ、職務執行上の請求理由が具体的に明記されていること。以上の要件を具備している

ことを確認し、交付しているものでございます。

次のご指摘の市長会等への要望をしてはどうかということですが、今般の公安調査事務所を初め国等関係機関の交付請求に対する取り扱いについて、ご指摘のとおり、島根県の市長会が意思決定をしたようにございますが、本市といたしましては、現段階では、それらの動向を見守ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 2番(鶴田誠二君) 時間の関係もあって、この問題だけを取り上げるわけにはいきませんが、特に、後段で申し上げました市長会に対する、いわゆる意見というか意見書、そういったものについての取りまとめですけれども、ぜひ、積極的なそういった意思を持って対応をしていただきたいということを強く要望しておきたいと思っておりますし、今回のようなこういった開示に当たっては、やはり外国人であろうとも、プライバシーの権利というものはあるわけですから、そのプライバシーを保護するということが最重点に考えながら、ぜひ今後、対応に当たっていただきたいということについて要望しておきたいと思っております。

次の2点目の環境行政の問題でありますけれども、今回、このごみ袋を有料化することによってごみが減るといふ、そういった姿勢ですけれども、来年の2月から指定有料化が始まるわけですけれども、基本的には、私は、有料化によってごみが減るといふ、この考え方については、私はどうしても納得がしないんですね。ただ、既に、このことについては決定してきたわけですから、後は、この問題をどうするかということですが、基本的には、有料化を図るとか、そういうことではなくて、今、最も大事なことは、私は、今、何が大事なのかということ、この指定袋、そういったものを用いて、このリサイクルをどういかにして図っていくのか、そのための住民意識をどう植えつけていくのかということが最も重要な問題であって、これから、そのことが問われてくる問題ではないかなというふうに思っております。

先ほど、今回、いろいろな住民説明会の中で、る意見が出されたということでありまして、私も住民説明会に参加をしております、特に、出されている意見の中では、いわゆる2月以降、不法に投棄されたものについては、その場に

残していく。そのことが大きな懸念として出されているのかなというふうには実は思います。そのためにも、先ほどの説明の中で、いろいろな手法を用いて徹底を図るといふふうにおっしゃいましたけれども、私は、本当に、その徹底が図れるのかなというふうに思っております。ちょっと言い過ぎかもしれませんが、町じゅうにごみが不法に投棄されて、ごみが散乱していくという状態が、ややもすると一時的につかえてくるのではないかなというふうに、私は、そういう懸念をしております。

何でこういうことを申しますかという、実は、平成4年からモデル地区を設けて、資源ごみの回収を、リサちゃんマークというのが導入されたときですかね、そのシールを張ってモデル地区を設けて、実は、今回と同様な手法でやられたと思うんですね。

ところが、やはり出し方について守られていなくて、結果的には、いわゆる残されたごみについては、もう行政の方で回収せざるを得なくなったという、そういう苦い経験を持っているのではないかなと思います。そのときには、現場の中でも、かなり混乱した、そういう記憶があります。

そういう意味で、私は、この問題については、2月以降、そういった問題が発生するのではないかなということ懸念をしておりますので、提案なんですけれども、結局、指定有料化ということが、定着するまでの間、一定期間を設けて、緩やかな対応でもっての移行というか、緩やかな移行というか、そういうものが考えられないのか、ぜひ、その点について、1点お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどのごみステーションの小型化の問題です。確かにおっしゃられるように、今、燃やせるごみは19世帯に1カ所、あるいは燃やせないごみについては43世帯に1カ所ですが、こういうふうになっているということですが、あくまでも、これは一つの平均的なものをとった数字ではないかなというふうに思います。

ただ、私が何で小型化、あるいは細分化と申しますが、そのことを今回提案したのかと申しますと、理由は、若干本壇でも申し上げましたけれども、一つは、週3回から週2回収集に燃やせるごみというのは移行しました。そのことによって、

一つのステーションに置く燃やせるごみの量というものは、必然的にふえてきたのではないかなと思っております。それから、もう一つは、分別がどんどんどんどんと品目がふえていって、今回、議案として提案されておりますけれども、今後、プラスチック製の包装についても、いわゆるモデル地区を設けてですね、今度、実行するというふうになっております。ですから、どんどんどんどん各ステーションが大型化していくという、そういう傾向になってきているのかなというふうに思います。

それから、もう一点は、可燃ごみについては、そうでもないんですが、資源ごみ、不燃ごみというものは、先ほど話がありましたように、かなり個数としては全市的に少ないわけですね。そうすると、結果的には、やはり障害者だとか、あるいは高齢者の方々の持ち出し距離というのが、かなり遠いところが結構あるのではないかなというふうに思っております。そういったところに対する対策の一つとしても、ぜひ検討していく必要があるのかなというふうに思っております。ぜひ、その点については、今後、検討を図っていただきたいなと思います。

それから、医療系廃棄物の不法投棄対策の問題ですけれども、これは要望だけにとどめておきます。

まだ県の土木部との話し合いが引き続いて続けられているということでありますから、何かその場所は、県のいわゆる用地というか、その法面を通じて、その民有地に落ちてきたということが原因だというふうに言われておりますし、私も、その写真を見て、そういうふうと思うんですけども、ただ、そこに放置されている中身が注射針だとか、感染性廃棄物と思われるようなものが多数含まれているというふうに思います。それをこのまま放置するというにはならないのではないかなというふうに思いますし、先ほど申し上げましたように、県の県有地を通じて、法面で、そして民有地に落ちてくる。そうすると、県の土木部としては、そこだけを広い集めるなり、そこだけを撤去すればいいという形での対策に終わっているやに聞いているんです。そういうことではなくて、やはりその責任の所在もひっくるめて、もっと明確に県に対して働きかけをして、そして、県の

責任において撤去するような、そういった指導というか、話し合いをぜひ引き続いて進めていただきたいということについて要望しておきたいというふうに思います。

次に、教育委員会の鳴滝高校の問題です。これは私は、大変な問題だなというふうには実は思いました、現地に行つてですね。先ほどの教育長の話では、確かに移管するまでの間はですね、移管をするに当たっては、いろいろな話し合いを県教委となされてきて、それに対する要望もおっしゃっていらしいんですけども、私は、その移管後の市教委の態度の問題をですね、実は今、問うているわけです。

確かに、その体育館だとかグラウンドというものは、もともとありませんでしたから、そういったものは整備されたというふうに思います。しかし、教室でいきますと、あそこは1号館と2号館に今、分かれておりますけれども、1号館にある夜間部の教室、これは元短大の教官室、それから図書館の書庫、そういったところに利用されておったところを夜間部の教室として、今、実は利用しているわけですね。もともと教室として使われていないところを使っておるわけですから、結果的にはですね、その教室の大きさがふぞろいだったり、狭かったり、細長かったり、三方がコンクリート壁に囲まれておったり、出入り口が1カ所しかなかったり、本当に教室としては考えられません。

例えば、入り口の1カ所なんかについても、非常時等の問題については、どういうふうに対処するのかという、そんなことも思いました。そのある教室では、44名学級というのがあるんですけども、その机が横4列、縦11列に並べられているんです。もともと、そういう構造ですから、だから細長い形で机が並べられているので、そうすると、教諭の方からも生徒が何を後ろの方でしているのかわからないし、教諭の話だとか、黒板も後ろの方の生徒には見えないのではないですか。もっとひどいのは、その部屋のブロック壁が少し突き出ているんですね、50センチぐらい。そういうところが何カ所かあるんですね。その後ろに机が並べてあるんです。だから、黒板を見たりとか、いわゆる教諭の話を聞くのには体を半身乗り出して聞かないといけないわけです。それと、例

えば教諭の方からは、その生徒が少し壁の方にもたれかかったら見えないんです。そういったところで、今、この夜間部の人たちについては学んでいるわけです。

私は、この学習に不適というか、不適切というか、そういうこともあるんですけども、精神上にも大変問題があるのではないかなというふうに思っております。

あとは、図書館の問題についても給食の問題についても、いろいろ申し上げたいことはありますけれども、時間がありませんから、私は、申しませんが、ただ、先ほどの教育長の話で、市教委は、県立に移行してきたから、後は県教委が対応するんだよという感覚で私は、そういうふうに受けとめたんです、話の中で。そうではなくて、これは新設校ではなくて、あくまでも長崎高校から移管をされてきた、そういう経緯があるわけですから、やはり移管後も市教委としてはきちんと責任を持って対応すべきだったと思うんです。

そこで、私はお聞きしたいんですよ。教育長、まず移管後に、そういった施設に行かれたことがあるんですか。行かれて、その感想をどういうふうに受けとめたのか。

まず、その点についてお尋ねしたいというふうに思います。

○教育長(梁瀬忠男君) 鳴滝高校の点の再質問にお答えいたしたいと思います。

確かに、議員さんご指摘のように、ここの施設につきましては、県立短大跡の施設を活用しての鳴滝高校のスタートでございました。したがって、私どもも移管のときには、その施設についても十分県教委と連携を取りながら見させていただきまして、そして、開校に当たりましては、県の方でも私どもの申し出をもとに、相当の改造をいただきました。しかし、今ご指摘いただきました教室につきましては、確かに新しくつくってなくて、既存の施設を活用したことで、確かに通常の教室からいいますと、これは通常の姿ではないということをご指摘のとおりだと思います。しかし、全体的な施設の状況からいたしますと、相当な教育効果といえましょうか、ソフトの面を含めまして出ていることもあります。

県といたしましても、開校いたしまして、生徒の要望、いろいろなことを踏まえまして、例えば

日課表の問題だとか、こころ辺もつづさに改善をしたりしていただいております。そして、今後とも、施設の改善については、スタート時で万全でなかったものにつきましては、今後とも、整備・改修をしていきたいと、県の方でも、そう申している経緯もございます。

したがって、私どもも確かに移管の経緯からいたしますと、先ほども申しましたが、私どもとしても、その推移を見守りつつ、県教委とも十分連携を取って、いろいろ必要に応じての要望等につきましても、申し入れをして連携を図っていききたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、図書館の問題だとか、こころ辺につきましても、やはり内容的には充実しておりますが、若干、別棟にあるとか、そういったことは当初もわかっておりましたが、そのことにつきましても、一応、生徒の方でも、図書館の活用についても、従来以上に増してきたと、そして地域と一緒に共同の図書館ということでもありますけれども、こころ辺につきましても、特に、生徒の方からは、問題を指摘されている部分ではないというふうにもお伺いしておりますが、いずれにいたしましても、今後とも、私どもも十分県教委と連携を図りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番(鶴田誠二君) ちょっと限られた時間ですから、できるだけ簡潔に、質問に適切に答えていただきたいというふうに思います。

私が先ほど申し上げたのは、教育長でなくても、市教委の関係の人たちでもいいから見に行っただろうかということもひっくるめて聞きたかったんです。そのことについてのご答弁がないんです。

私は、いろいろな要望をいたしたということで、お話をされましたけれども、いつの時点で、どういう要望を具体的にしたのかですね。そういうことについても、私は、どうも不明確だと思うんです。だから、開校前はいろいろな話し合いがあったでしょう。ところが、開校後にそういったことがなされてきたのかどうなのかということをお聞きしているんです。

結局、私が言いたいのは、市教委の職務怠慢だ

と思うんですよ。移ったら、あとは知らないよと。そういうことにしか私には映らないから、本当にそういった姿勢で市教委としていいんですかということを問うているんです。それをもう一回答弁してください。

○教育長（梁瀬忠男君） 移管してそのままといことでもございませんで、一応ですね、いろいろな指摘をいただいたことにつきましては、私どもも担当課長も現場の状況を調査したり、そして必要なものについては、県にも申し入れをしたりいたしております。具体的に申しますと、例えば給食の時間が1回になったのではないかとか、休み時間が短くなったとか、こういったご指摘、それから、日課上の問題、こういったこともありましたので、これについては、県の方にも申し入れをし、県の方でも一応改善をいただいたと、こういった経過もあっておるわけでございます。

今後とも、私どもも十分、この点につきましては、県教委と連携を図りながら、よりよき対応をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（鶴田誠二君） 時間がありません。ぜひ、今の問題については、私は、もう内容は言いません。本当に厳しく指摘をしておきたいというふうに思っております。

ぜひ、それなりの適切な対応を求めて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鳥居直記君） 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時1分 =

~~~~~  
= 再開 午後1時0分 =

○副議長（江口 健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。4番渡辺敏勝議員。

〔渡辺敏勝君登壇〕

○4番（渡辺敏勝君） 皆さん、こんにちは。

新風21の渡辺です。

質問通告に従いまして、順次、質問しますので、市長並びに関係理事者の明快な答弁をお願いいたします。

まず1点目は、長崎県との共催事業のあり方について質問いたします。

日蘭交流400周年記念事業は、2000年1月から本

年3月末までの15カ月間に記念事業401事業、集客数309万人と、当初の目標を大きく上回り、経済の波及効果は534億円に上るなど、本県経済の活性化に大きく寄与し、成功のうちに終わりました。

この記念事業は、オランダとゆかりの深い長崎県と長崎市、佐世保市、平戸市、西彼町の5つの自治体を中心に進められ、長崎市からは負担金5億5,711万円、職員10名を派遣しましたが、この記念事業が終わった今、長崎市に一体何が残ったのでしょうか。出島ワーフ横の出島伝統芸能館付近にできたイルミネーションは、夜の長崎港を照らし、稲佐山から見る夜の長崎を演出し、出島の旗竿や樹木を飾った豆電球は、復元した出島をアピールしました。このことは、夜景を売り物にする長崎市にとって、とてもいいものができるなと私は思っていました。

ところが、日蘭交流400周年記念事業が終わると同時に、これらのものはすべて撤去され、出島ワーフの横も、5棟が復元した出島付近も、暗く寂しいものになってしまいました。

長崎市は、滞在型観光を進めるために夜景やライトアップに取り組んでいますが、日蘭交流400周年記念事業の後でも、このイルミネーションをなぜ活用できなかったのか、不思議に思います。市の職員に「なぜ残さんやったとね」と聞いても、「あれは日蘭の実行委員会で決めるものだから」と、長崎市には関係ありませんとのような認識なのです。

県と3市1町が中心となって実行委員会を結成し、記念事業を成功させたわけですが、総事業費25億1,719万円のうち、私たち長崎市の貴重な5億5,711万円の税金を拠出しているわけですが、この税金を使ったイルミネーションを今後の長崎市の活性化に向けて有効に生かすという長期的な視点になぜならなかったのか、また、なぜ残そうとしなかったのか、そのお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、教育行政について4点見解を求めます。

1点目は、私立高校入学金のあり方についてであります。

毎年3月の高校受験の公立高校合格発表の日、残念ながら合格できなかった生徒の父兄は慌ただしい時間を過ごすこととなります。つまり、私立高校の入学金をその日の午後3時までには納めなく